アメリカ

波紋広がる「州民皆保険」制度導入の動き

富裕層の多いマサチューセッツ州が口火

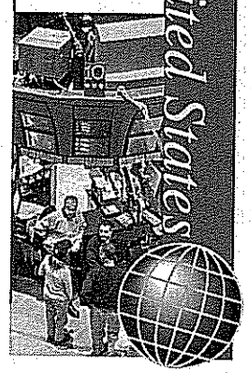

日本のような公的保険制度が存在しない米国では、クリントン政権の時に、高齢者や障害者を対象とするメディケアや低所得者を対象とするメディケイドなど、連邦政府や州政府等が支援する公的医療扶助制度の整備が行われて以来、国民の健康保険に対する関心が高まり、2004年の大統領選挙でも国民の健康維持のための医療保険の充実が争点のひとつとなっていた。

こうした動きは、その後も、1人当たり実質GDPの大きい州を中心に、州単位で議論が続いてきた。マサチューセッツ州での法案成立の最中にも、他の17州において州民皆保険制度に関する法案が議会に提出され議論されている。また、東部を中心とした6州では、外部委託も行って、長期的に継続可能な皆保険制度を研究している。

米国では、国民の多くがあくまで自己責任原則を尊重しているため、民間健康保険を公的保険に移行したほうがいいとの意見は皆無に近い状況ながら、州民皆保険の発想が広がっていることは、クリントン政権以降の貧困層を含めた全国民レベルでの生活水準の向上が、ブッシュ政権になって定着化してきたことを示している。

今回の145ページという大部な法律の名称を直訳すると「手頃で品質が良く、責任のある健康保険への加入を義務付ける法」となるが、この名前の背景には、「貧困層は基本的に無保険者である」との米国の常識的発想がある。実際、この法律は、①メディケイドがカバーする対象範囲を拡大する、②最貧困層の保険料を無料とするほか収入が極端に少ない貧困層には補助金を付与する、③未保険加入者には罰金を課す、との3つの柱によって無保険者への対応を推進しようとしている。

このほか、④保険料を所得控除対象とすること、⑤保険会社に保険給付額を少なくすることや健康な人の保険加盟を促進することによって保険料の引き下げを促すこと、などの措置も定めている。しかしながら、営利目的である民間の保険会社の対応については、さすがに疑問が残るところである。

底流に〝古き良き時代の米国〟復活の胎動

この間、米国らしいのは、この「州民皆保険」制度も、公的保険ではないことから、現実には5～10％程度は健康保険に加入しないであろうことを予想している点である。ロムニー知事は、「この法律は、あくまで民間保険と市場を基盤としたもの」との信念を持っている。また、未保険者撲滅の徹底のための条項のひとつである「11人以上の従業員を抱える企業が健康保険を従業員に提供しない場合、従業員1人当たり295ドルの罰金を徴収する」との企業に対する罰則規定には署名していなかった。

ちなみに、ロムニー知事は、08年の共和党の大統領候補として名前が挙がっているが、今回の法案通過は彼にとって全米の貧困層にアピールする大きな功績となった一方、企業向け罰則規定への署名拒否は共和党の保守層からの支持を維持する役割を果たす。ある意味で、政治家として計算された行動をしているとの見方も可能なのだ。

さて、このような全米初の州民皆保険を目指した法律に対して、マスコミは、総じて「他州のモデルになる」として評価する記事を掲載しているものの、掛け金が増えないままに給付総額が増加する仕組みに対して、「財政的基盤の脆弱性が問題」との疑問も呈している。さらに、「マサチューセッツ州の近隣諸州が同様の法案を制定しなければ、同州に慢性病を持った人が流入し、健康保険コストを吊り上げる可能性がある」との意見も出た。

また、専門家からは、「財政問題に直面した場合、健康保険が全州民を対象としたものであることから、人頭税によって問題解決を図る可能性も出てくるが、それは最悪の事態だ」との批判も出されている。さらに、自発的な健康保険への加入を促す仕組みが、どれほど機能するかについての疑問もかなり聞かれている。

しかし、その一方で、マサチューセッツ州は、大統領選挙で民主党が強く、ケネディ元大統領のお膝元であることでも有名であり、今回は条項から外された企業への罰則制度が民主党の努力で達成されるだろうとの見方がある。その一方、企業による保険加入の促進効果を期待できるとする意見もある。

いずれにしても、最近、資本主義や自己責任原則の徹底を追求してきたブッシュ政権の人気が落ちてきていた中で、今回の州民皆保険を目指す法律が成立したことは、それが他州に広がるかどうかは不確実であるにしても、米国に新たな芽生えが出始めていることを意味している。古き良き時代の米国の復活に向けた胎動が、民主党の牙城である東部から始まりつつある予感がする。

酒井吉廣（CSIS客員研究員）

ロムニー・マサチューセッツ州知事